



# 青梅市教育大綱

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度





## 目次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1 青梅市教育大綱について .....           | 1  |
| (1) 趣旨 .....                  | 1  |
| (2) 青梅市教育大綱の考え方 .....         | 1  |
| (3) 対象期間 .....                | 2  |
| (4) 共通する視点 .....              | 3  |
| (5) ウェルビーイングの実現について .....     | 4  |
| (6) ニューノーマルにおける新たな学びの創出 ..... | 4  |
| 2 基本方向 .....                  | 5  |
| (1) こども・若者・教育 .....           | 5  |
| ① こどもが自ら未来を切り拓く学校教育の充実 .....  | 5  |
| ② 地域参画による学校運営の推進 .....        | 7  |
| ③ 家庭・地域の教育力の向上 .....          | 8  |
| (2) 歴史・文化・生涯学習 .....          | 9  |
| ① 歴史・文化の継承・活用 .....           | 9  |
| ② 文化活動の振興 .....               | 10 |
| ③ 多様な生涯学習の推進 .....            | 11 |
| ④ スポーツ環境づくりの推進 .....          | 12 |
| (3) 特色ある青梅ならではの施策 .....       | 13 |
| 【参考】 .....                    | 15 |

# Ⅰ 青梅市教育大綱について

## (1) 趣旨

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定にもとづき、地方公共団体の長が、長と教育委員会で構成される総合教育会議における協議を踏まえ、地域の実情に応じ、教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策について定めるものです。

## (2) 青梅市教育大綱の考え方

青梅市総合長期計画は、青梅市（以下「本市」という。）にとってあらゆる行政活動の基本となる最上位計画であり、総合的なまちづくりの指針となるものです。

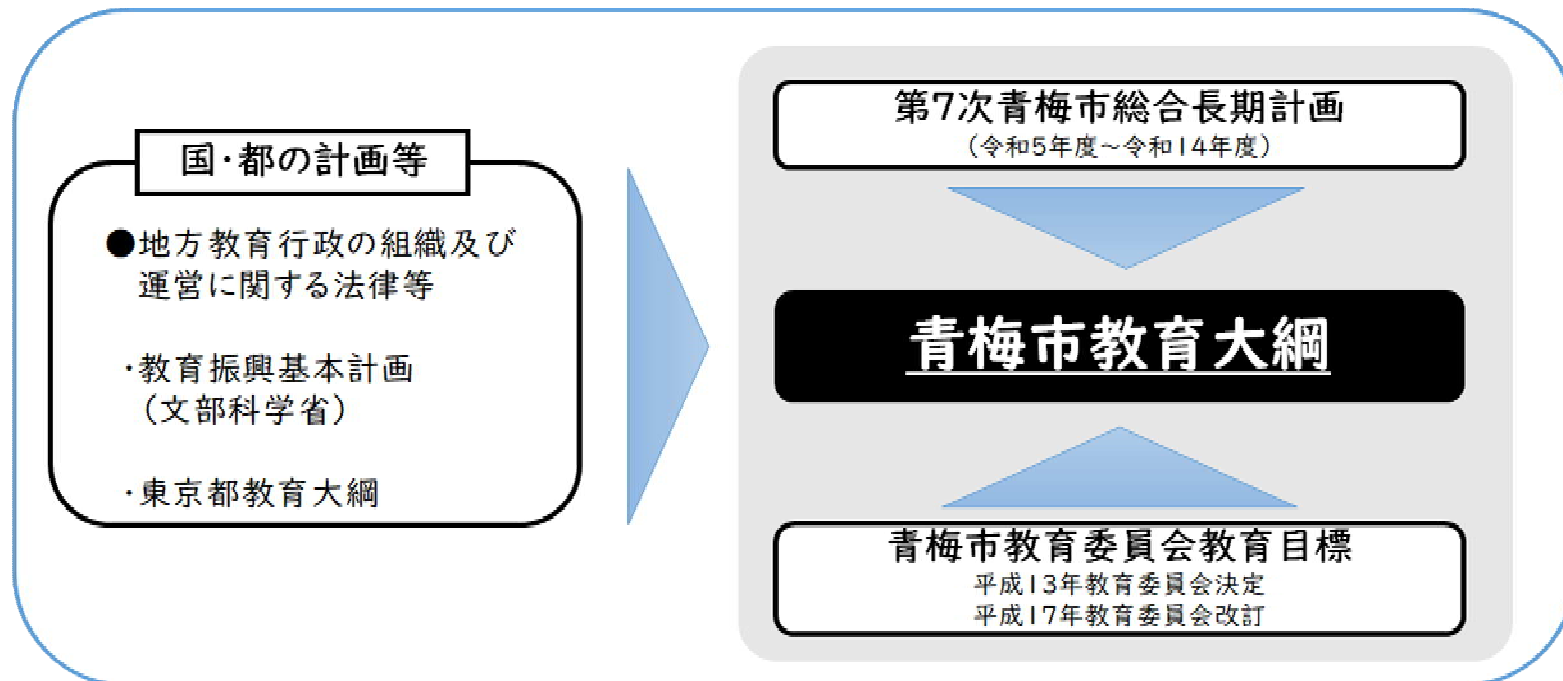
このたび策定した、「第7次青梅市総合長期計画」は、まちの将来像を「美しい山と渓谷に抱かれ、東京に暮らす 青梅」と掲げ、まちづくりに取り組んでいくこととしています。

「あそぼうよ！青梅」の姿勢を基本に、3つの基本理念「豊かな自然と都市機能が調和した持続可能なまち」「多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち」「歴史と文化を継承し、人も産業も育むまち」を掲げ、計画を推進していくこととしています。

※ 「あそぼうよ！青梅」とは、青梅という魅力に満ち溢れた場所で暮らす人たちが、青梅に愛着を持ちながら、あそびを通じて地域とふれあうことで、そこから地域の課題に関心を抱き、まちづくりに加わっていただく流れを創り出していこうという姿勢と、青梅を訪れる方々が、自然豊かな青梅であそぶことによって、青梅の魅力を感じ、青梅ファンとなり、青梅とのかかわりを持ち続けていただきたいという姿勢を表しています。

このことから、本市では「第7次青梅市総合長期計画」の教育、学術および文化の振興に深く関連するまちづくりの基本方向とその施策分野の考え方を踏まえ、本大綱を策定します。

なお、本大綱の位置付けは下図のとおりです。



### (3) 対象期間

令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

#### (4) 共通する視点

時代潮流や環境変化に対応し、積極的に取り組むべき視点であり、全ての施策の分野において、この視点を踏まえた取組を推進するために設定するものです。

##### ① デジタル化

飛躍的な進化を続けるデジタル技術の動向等を踏まえ、一人ひとりの多様な状況やニーズに対応した取組を進展させ、これまでにない可能性を新たに生涯を通じた学びにもたらすため、更なる ICT の活用やペーパーレスに取り組むなど、教育分野において、全般にわたりデジタルの効果的活用を推進します。

##### ② 脱炭素

2050年までのゼロカーボンシティ実現に向け、市民、事業者、行政の一体となった取組を通じて、再生可能エネルギーの利用促進、省エネルギーの推進、二酸化炭素排出量の削減、ごみ減量とリサイクルなど、様々な取組を地域全体で推進します。

市民一人ひとりのライフスタイルの変革や循環型社会への移行、自然との共生等を進めることにより、持続可能で、将来に希望を持つことができる社会の形成につなげるための取組を推進します。

##### ③ 多様性

性別や年齢、障がいの有無、国籍等に関わらず、誰もが地域の中で生きがいや居場所を持ち、活躍することができ、また、様々な場面において、一人ひとりの個性や価値観、文化等の違いを理解し、お互いが認め合いながら暮らしていくことができる地域社会づくりに向けた取組を推進します。

## **(5) ウェルビーイングの実現について**

誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人ひとりの可能性が最大限に引き出され、その多様な幸せであるとともに、社会全体の幸せでもあるウェルビーイングの実現を目指します。

## **(6) ニューノーマルにおける新たな学びの創出**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新しい日常や生活様式の変革に合わせ、学校教育や社会教育における様々な場面において、デジタル技術の活用などを加え、学びの環境を充実させていきます。



## 2 基本方向

### (1) こども・若者・教育

#### ■ 目指すべき姿

- 全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく地域社会が実現しています。
- こどもや若者たちが未来に希望を持ち、その実現に向けて、生きる力を身につけながら前向きに取り組むことを学校や地域ぐるみで応援しています。

### ① こどもが自ら未来を切り拓く学校教育の充実

#### ■ 施策の展開

#### ～こどもが未来を切り拓く力を育むまち～

一人ひとりがもつ個性や能力を最大限伸ばしつつ豊かな人間性や社会性を育むとともに、時代変化に対応した教育を通じ、今と未来を切り拓く力を身につけます。

#### ■ 施策の方向性

|                  |   |
|------------------|---|
| こどもが“まんなか”のまちづくり | 基本理念および取り組むべき施策の基本事項を定めた「こども基本条例（仮称）」を制定し、全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく地域社会を実現します。   |
| 幼児教育の充実          | 美しい山や川を有するなど本市の特性を生かした遊びを通じた学びを推進し、幼児教育の質の向上を図るとともに、幼稚園・保育園・小学校と連携し、一貫性のある学びや生活の基盤を育みます。<br>また、こども家庭庁の創設を契機に、引き続き、一人ひとりが個性や能力を最大限に伸ばせる環境の充実を図ります。 |



|                        |  |
|------------------------|--|
| 確かな学力の向上               | 生きる力を支える学力を高めるために、「主体的・対話的で深い学び」を充実します。また、オンデマンド授業の活用など、習熟度に応じたきめ細かな指導を行うことで、児童・生徒の学習意欲や自ら学ぶ能力を高めるとともに、学力の向上を図ります。   |
| 豊かな心と健やかな体の育成          | 児童・生徒が自他をいつくしみ生命を大切に、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるために、道徳教育や障がいのある人への理解を深める教育の充実を図ります。また、優れた芸術文化にふれる機会の充実や思春期保健、体力づくりや食育の推進等により、児童・生徒の豊かな心と健やかな体の育成を図ります。さらに、いじめ問題について「青梅市いじめの防止に関する条例」にもとづき、いじめの未然防止・早期発見・対処への取組を強化します。 |
| 特色ある教育の推進              | 本市の特徴や強みを生かしつつ、起業家教育、国際理解教育、情報教育、環境教育、キャリア教育、主権者教育、青梅学など、時代変化に応じた特色ある教育を推進します。   |
| I C T教育・S T E A M教育の推進 | I C T教育推進校を設置し、児童・生徒のデジタル活用力の向上を目指します。また、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくS T E A M教育を推進します。  |
| 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進    | 障がいのある幼児・児童・生徒が能力や可能性を最大限発揮できるよう、個別の教育的ニーズに応じた支援の充実を図りつつ、障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育を推進します。  |
| 不登校児童・生徒への支援の充実        | 学校に登校することが困難な児童・生徒が支援を受けやすいよう適応指導教室（ふれあい学級）分室を設置します。   |
| 教育環境の充実                | 学校施設の老朽化対策や情報通信環境の整備など、安全かつ特色ある教育環境の整備を図るとともに、児童・生徒数の減少に対応した学校の適正配置や本市の特性を生かした小中一貫教育を進めます。また、教育の質を高めるための研修会の充実や教職員の働き方改革を進めます。   |
| GIGAスクール構想の推進          | 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とするこどもを含め、多様なこどもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現します。<br>また、これまでの教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出します。   |
| 学校給食の充実                | 新たな学校給食センターを整備し、おいしくて栄養バランスのとれた、安全で安心できる学校給食を提供します。また、個々食器を全校に導入し、食物アレルギー対応給食を開始します。<br>学校給食を通じて、食事について正しい理解や伝統的な食文化への理解を深めるため、SNS等を活用した情報発信に努めるとともに、地産地消などを推進します。   |

## ② 地域参画による学校運営の推進

### ■ 施策の展開

#### ～多様な人材・専門家が関わり、支える学校づくり～

学校を中心に地域の多様な人材、専門家が集まり、それぞれの力を発揮し、相互に信頼し支え合いながら、地域とともにある学校の運営を支えています。

### ■ 施策の方向性

|                |  |
|----------------|--|
| コミュニティ・スクールの推進 | コミュニティ・スクールを推進し、青梅の特色を生かすとともに、学校・家庭・地域が連携した学校運営を行います。また、地域と学校の連携を推進する地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を育成します。また、各中学校区の特色を生かした取組を通して、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指すために小中学校の一貫教育を推進します。 |
| 地域人材の活用        | 様々な知識や技術を持つ人材やボランティア人材等を学校の授業や教育活動に積極的に活用することで、児童・生徒の多様な知識・技術の習得や郷土への愛着の醸成、教職員の負担軽減を図ります。  |
| 地域と連携した部活動の推進  | 退職教師や地域の指導者、生徒の保護者等の参画や協力を得ながら、スポーツ団体、民間のスポーツクラブ、芸術文化団体等による部活動の運営を検討、推進します。  |
| 教育相談体制の充実      | スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ、様々な関係機関・専門職等と連携しながら、子どもや保護者等が抱える不安や悩みを相談できる体制の充実を図ります。また、教育相談所、適応指導教室（ふれあい学級）等においてICT機器を効果的に活用し、支援を充実します。                             |

### ③ 家庭・地域の教育力の向上

#### ■ 施策の展開

#### ～次代を担う子どもをみんなで育てるまち～

家庭や地域がそれぞれの役割の中で、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、関わりを深めながら、みんなで育てていく環境づくりに取り組みます。

#### ■ 施策の方向性

|                      |   |
|----------------------|---|
| 家庭教育に関する啓発・支援        | 全ての保護者等が安心して子育てや家庭教育が行えるよう、家庭教育に対する啓発を行うとともに、地域の子育て経験者など身近な人たちによる家庭教育支援チームにより、孤立しがちな保護者等への支援を行います。                                    |
| 家庭での学習習慣の定着促進        | 家庭での学習習慣の重要性について啓発するとともに、家庭と学校が連携し、児童・生徒の家庭での学習習慣が定着するための取組を促進します。  |
| 地域における教育・学習の場の充実     | 放課後子ども教室や無料の学習塾、こどもの読書活動の支援など、NPO法人やボランティア等と連携・協力し、地域における多様な教育・学習の場を提供します。  |
| 青少年健全育成の推進           | 青少年や保護者を対象とした各種体験活動や青少年リーダーの育成等を通じて、学校とは違う人間関係の中で幅広い人格の形成を図ります。また、青少年問題協議会、補導連絡会、青少年対策地区委員会等の関係機関が連携して、地域における青少年健全育成活動の普及、啓発、推進を図ります。 |
| 郷土愛の醸成               | 市内の自然・歴史・文化等を学ぶ授業（青梅学）や市内事業所見学の推進等により、青梅への郷土愛を育て、心豊かな児童・生徒を育成するとともに、将来の青梅市への定住を促進します。   |
| 関係機関・団体等との連携・協力体制の構築 | 地元事業所や農家、NPO法人や地域活動団体等との連携・協働による多様な教育活動を推進するためのネットワーク構築やコーディネート機能の創出等に取り組み、地域の産業や文化、環境など様々な分野の教育を推進します。                               |

## (2) 歴史・文化・生涯学習

### ■ 目指すべき姿

- 積み重ねられた歴史や伝統文化の価値が認められ、大切に守られています。
- 市民が文化を愛し、文化を日常と捉えて多様な活動が行われています。
- 一人ひとりの興味・関心に応じた生涯学習、スポーツが盛んに行われ、楽しんでいます。

### ① 歴史・文化の継承・活用

### ■ 施策の展開

#### ～歴史・文化がつながり、愛されるまち～

歴史や文化が今に息づき、市民が誇りに思い、本市の魅力を広く発信し、後世へと受け継いでいきます。

### ■ 施策の方向性

|                     |   |
|---------------------|---|
| 文化財の活用・保存           | 指定文化財の積極的な活用と計画的な保存を図るとともに、未指定文化財等の指定に向けた取組や新たな文化財の発掘等を推進します。   |
| 伝統文化の継承             | こどもの頃から様々な機会を通じて伝統文化に触れる機会を拡大し、また、伝統文化に対する再評価を行いつつ、伝統文化を継承する活動への参加促進と継承活動に対する支援を行います。                       |
| 郷土博物館・美術館・記念館の整備・活用 | 郷土博物館や美術館のあり方について、引き続き検討します。また、吉川英治記念館の母屋などの国登録有形文化財への登録とともに、更なる整備・活用を図ります。                                 |
| 伝統文化の周知、発信の充実       | 各種講座や展示会等を通じて、本市に伝わる魅力ある伝統文化を知り、学ぶ機会の充実を図るとともに、SNS等の様々な媒体を活用することにより、市内外に広く効果的な形で発信します。                      |
| デジタル技術を活用した文化振興     | メタバースを活用し、青梅大祭等に多くの人に参加できる・しやすい環境づくりを推進するなど、文化財のデジタルコンテンツ化を進め、時間と場所を気にせず、青梅の文化へアクセスでき、体験した人が発信しやすい環境を整備します。 |

## ② 文化活動の振興

### ■ 施策の展開

#### ～文化が日常にあふれ、息づくまち～

多くの市民が文化を愛し、文化を日常と捉え、身近なものとして心豊かに暮らせるまちを目指します。また、青梅ならではの文化が生まれ、息づき、世界へと発信していきます。

### ■ 施策の方向性

|                |   |
|----------------|---|
| 芸術文化に触れる機会の充実  | 展示会・演奏会等の開催機会の充実を図るとともに、市内在住の芸術家、文化人との連携・協力を得ながら、市民や来訪者が日常的に芸術文化に触れることができる機会の創出を図ります。<br>また、デジタル技術を活用し、時間や場所を気にせずに文化にアクセスできる環境を整備します。               |
| 文化活動への支援       | 活動拠点や活動機会の確保、活動内容の周知および文化団体の会員募集の周知など、市民の文化活動の活性化に向けた支援を行います。   |
| 文化活動拠点の整備・文化振興 | 文化活動の拠点として青梅市文化交流センターの活用を図ります。<br>新たな市民ホールについては、市民の文化活動の拠点および発表の場として整備し、文化活動拠点の機能強化を図ります。<br>また、本市における文化施策の基本的な考え方や方向性を表した憲章等を制定することにより、文化の振興を図ります。 |

### ③ 多様な生涯学習の推進

#### ■ 施策の展開

#### ～誰もが学びたいことをともに学んでいるまち～

全ての市民が生涯を通じてやりたいことに取り組むことで生活が豊かになり、人とのつながりを大事にしながらともに学んでいく環境づくりに取り組みます。

#### ■ 施策の方向性

|                 |   |
|-----------------|---|
| ニーズに応じた生涯学習の充実  | 社会情勢の変化に即したテーマ設定、幅広い世代が関心を持ち参加しやすい内容や開催方法、地域ならではの学習機会など、ニーズに応じた特色ある生涯学習の充実を図ります。  |
| 生涯学習情報の発信       | SNS等を活用しながら、多くの市民から興味・関心を得る効果的な生涯学習情報の発信を図ります。  |
| 知の循環型社会の構築      | 学習活動として学ぶだけでなく、様々な市民が有する知識や経験を伝える体制を築き、誰もが学び、また伝えることのできる、知の循環型社会の構築を進めます。   |
| 新しい形での生涯学習活動の充実 | デジタルデバイドの解消を図りつつ、オンライン開催や対面でのハイブリッド開催、アーカイブ配信など、時間と場所に捉われない新しい形での生涯学習活動を推進します。  |
| 図書館の充実・活用 促進    | 児童・生徒が自主的に調べ、学ぶことができるよう青梅市図書館等の図書資料の充実や、学校司書の配置による学校図書館支援、図書館ボランティアとの協働などに努めます。また、新たに青梅駅前に特色ある図書館を整備するほか、デジタルも含めた幅広い分野の資料収集・保存・提供等により図書館サービスの充実を図ります。 |
| 地域における生涯学習の場の創出 | 市民センター・図書館等、市内公共施設を活用するとともに、生涯学習を市民の活動や学校のフィールドワークとして活用する取組を促進し、地域における生涯学習の場を創出します。   |



## ④ スポーツ環境づくりの推進

### ■ 施策の展開

#### ～誰もがスポーツに親しみ、熱気のあるまち～

誰もが気軽にスポーツに取り組み、心の豊かさや充実感、一体感により、笑顔で活気があふれる地域活性化につなげていきます。また、市民一人ひとりが様々なスポーツに取り組み、観戦し、熱気に満ち溢れるまちにしていきます。

### ■ 施策の方向性

|                  |  |
|------------------|--|
| 生涯スポーツの推進        | 関係団体等と連携し、指導者の確保を図り、多様化するスポーツ需要に対応しながら、生涯にわたり誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。<br>また、本市出身のアスリートの協力やデジタル技術等を活用したスポーツを通じて、こどもたちのスポーツに対する興味・関心の醸成を図ります。 |
| スポーツを通じた健康の維持・増進 | 正しい知識にもとづきウォーキング等の軽スポーツに継続的に取り組む環境や、ICTデバイス・ビッグデータ等を活用した運動・スポーツ機会を提供することにより、市民の健康維持・増進を図ります。   |
| ユニバーサルスポーツの普及推進  | 障がいの有無等を超えて誰もが一緒に楽しむことができるユニバーサルスポーツの普及啓発を行い、スポーツを通じた共生社会の実現を図ります。   |
| 地域におけるスポーツ活動の推進  | 自治会などの地域が主体的にスポーツ活動を行えるよう支援することで、コミュニティの活性化を推進します。また、スポーツ団体等が中学校の運動部活動の地域における受け皿となるよう支援を図ります。  |
| スポーツイベントの開催      | 青梅マラソン大会、奥多摩溪谷駅伝競走大会をはじめ、様々なスポーツイベントや体験会等を開催するとともに、イベント・体験会を通じた多様な交流の創出やボランティア活動の活性化等につなげます。   |
| 競技スポーツの振興        | カヌー競技をはじめ、各種競技スポーツ活動を支援し、国際大会、全国大会の誘致やパブリックビューイングの実施等により、競技スポーツの振興を図ります。   |
| スポーツ施設の整備・再編     | 老朽化の進むスポーツ施設の適切な維持管理を行い、市内に点在する施設の集約化等、再編成を推進します。また、様々なニーズに応じたスポーツ環境の整備を推進します。   |



### (3) 特色ある青梅ならではの施策

#### ■ 目指すべき姿

- 教育を通じて、誰もが、こころも体も健康に、生涯にわたりいきいきと健やかに、安心して暮らしています。
- 環境問題など地球規模での課題を学び、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。
- 様々な交流等を通じて違いを理解し、お互いを認め合い、多様性が尊重され、誰もが活躍し、自分らしく暮らしています。

#### ■ 施策の方向性

|               |   |
|---------------|---|
| 健康に対する意識の醸成   | 生涯学習や各種健康教室などの様々な機会やSNS等を通じて、健康への関心をもち、生活習慣の改善や健康づくりに対する意識を醸成し、市民の健康寿命延伸に貢献します。                               |
| 食育の推進         | こどものうちから食に対する理解を深め、ライフステージに応じた食育を推進し、栄養改善や生活習慣病を予防します。また、食品ロス削減や環境に配慮した食の選択など、生産者や地域と連携し、地産地消の推進、食環境の充実を図ります。 |
| こころの健康づくりの推進  | 一人ひとりが抱える悩みや不安に寄り添い支える包括的な相談支援体制の強化や気軽に相談できる窓口の充実など、こころの健康づくりを推進します。  |
| 障害特性に応じた療育・教育 | 障がい児支援の中核的施設となる児童発達支援センターの設置など、障害特性に応じた専門性の高い療育・教育を推進します。   |
| 森林の公益的機能の理解促進 | 学校での環境教育、各種教室や体験機会を通じて、地球温暖化防止や水源涵養、国土保全、生物多様性の保全、レクリエーション機能など、多くの市民に森林が持つ多様な公益的機能についての理解を広げます。               |
| 水辺環境に親しむ機会の充実 | 子どもたちをはじめとした人々が、水辺に親しむことができる環境の整備を進めるとともに、各種団体と連携し、水辺を活用した体験学習機会を充実します。                                       |

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 循環型社会の形成に向けた意識の醸成          | 広報やSNS、出前講座や講演会、施設見学会等を通じて、ごみの分別や減量化など循環型社会の形成に向けた市民の意識醸成を図ります。   |
| ゼロカーボンシティに向けた普及啓発と森林の適正な整備 | 森林環境教育等、森林の有する公益的機能に関する普及啓発を推進します。また、二酸化炭素の吸収源である森林について、適正な整備の推進を図るとともに、森林の新陳代謝を促進することで、二酸化炭素吸収量の増加を図ります。         |
| 地域コミュニティ活動に関する啓発・周知        | 情報発信媒体、学校教育など、様々な媒体・機会を通じて、地域コミュニティ活動の意義やその重要性について伝えていくとともに、地域で行われている活動を周知し、参加促進を図ります。                            |
| 人権に関する啓発の充実                | あらゆる偏見や差別、いじめをなくすために、人権尊重の理念を広く家庭・学校・地域に定着する人権教育を推進します。そのために、学校教育や各種講座・講演会等を通じて、人権に対する理解を深める機会の充実を図ります。           |
| 権利擁護・虐待等防止対策の充実            | 成年後見制度の利用促進や合理的配慮、こどもの権利擁護など、誰もが持つ権利や尊厳を守るための取組の充実を図るとともに、様々な分野の関係機関が連携し、いじめや虐待、DV、性暴力などのあらゆる暴力の防止に向けた対策の強化を図ります。 |
| ジェンダー平等意識の醸成               | ジェンダー平等施策の推進体制の強化を図りつつ、様々な情報発信媒体、機会を通じて、ジェンダー平等意識の醸成を図ります。  |
| 平和に関する啓発の充実                | 世界連邦平和都市宣言および青梅市非核平和都市宣言の主旨に則り、積極的な啓発活動を行い、次世代への継承や平和意識の高揚を図ります。  |
| 多文化共生意識の醸成と理解促進            | 情報発信媒体による啓発や多文化共生について学ぶ機会の充実を図るとともに、相互の文化や言語を学び合う場やイベントの開催など、外国人と地域住民が交流する機会を創出し、多文化共生に関する理解を深める場づくりを推進します。       |
| 外国にルーツをもつこどもに対する支援の充実      | 外国にルーツをもつこどもの就学機会を確保するため、多言語による情報提供・案内や日本語の学習支援等を行うとともに、不就学のこどもの実態を把握しつつ、学校生活への円滑な適応につなげるための支援を行います。              |
| 交流活動を通じた人材育成               | 交流活動を通じて、青梅では経験できない文化・自然等を体験することで人間性、社会性の育成を図ります。   |

## 【参考】

### 【青梅市教育委員会教育目標】

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員としての自覚をもち、勤労と責任を重んじ、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

平成13年12月4日 青梅市教育委員会決定

平成17年 2月3日 青梅市教育委員会改訂

青 梅 市 教 育 大 綱

令 和 5 ( 2 0 2 3 ) 年 3 月

発 行 青 梅 市

編 集 青 梅 市 企 画 部 企 画 政 策 課

東 京 都 青 梅 市 東 青 梅 1 - 1 1 - 1

電 話 0 4 2 8 - 2 2 - 1 1 1 1 ( 代 表 )

